

## 令和8年度 長井市地域おこし協力隊『ニューファーマー（農業研修生）』募集要項

長井市は山形県南部に位置し、東西に朝日山系と出羽丘陵、南北に貫流する最上川沿いに町並みが形成された「水と緑と花のまち」です。江戸時代には最上川の舟運により商人町として栄え、豊富な水資源と歴史的建造物が現存する町並みは、平成30年2月に「最上川上流域における長井の町場景観」として国の重要文化的景観に選定されました。

農業においては自然条件を活かし、水稻の作付を基本として、大豆やそば、飼料作物等の生産が行われている他、地域の特産品であるえだまめ、アスパラガス、行者菜などが出荷されています。また、高い技術力を生かした米沢牛の肥育や当市伊佐沢地区を中心にすいかをはじめ、りんごや西洋梨、ぶどう等の果樹栽培も盛んであり、地域色豊かな農産物の生産が行われています。

他にも、各家庭の台所で出た生ごみを分別し、堆肥化して農地へ還元し生産された野菜を各家庭で消費する「レインボープラン」という取り組みを20年以上行っています。

しかし、近年の全国的な少子高齢化及び人口減少は、本市においても深刻で、昭和30年には36,569人だった人口が、令和2年には26,543人と大幅に減少し、地域の担い手となる人材の確保が大きな課題となっています。

このことから、地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を支援しながら地域力の維持・強化及び地域の活性化を図ることを目的に、以下により「長井市地域おこし協力隊」を募集します。

### 1 募集人員

若干名

### 2 活動内容

協力隊の活動は、別に定める「長井市地域おこし協力隊設置規則」を基本とし、以下に掲げる活動の中から活動を選択し従事するものとします。

#### (1) 新規就農推進事業 【所属課：農林課】

農業が盛んな長井市において、新たな農業の担い手として、地域の農業従事者や農業法人、農業研修生受入協議会と関わりながら、農業技術や経営ノウハウなどを習得し、将来的な農業での自立を目指すとともに、地域の農業振興と地域活性化に寄与する活動に取り組む。（※新規就農を目指す方はもちろん、自身のスキルを活かした半農半Xを実現したい方も大歓迎です。）

- ①地域での就農に繋がる活動（受入協議会での就農研修 等）
- ②水稻、果樹、園芸、畜産部門等様々な営農を経験し活動就農を目指す
- ③有機農業等の環境に配慮した農業の取組による農作物等ブランド化の推進
- ④自ら栽培した農作物を使った学校等での食育活動
- ⑤新規就農同士で連携した、農作物の生産・出荷・PR
- ⑥生産した農作物を活用した長井市のPR
- ⑦農業ともう一つの事業を組み合わせた地域課題の解決
- ⑧園芸施設を活用した農作物栽培による就農を目指す

### 3 募集対象

下記 (1)～(7)の全ての要件を満たす方

(1) 申込時点で年齢20歳以上の方（性別は問わない）

(2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、長井市地域おこし協力隊として任用後に長井市に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方

※地域要件（三大都市圏をはじめとする都市地域等）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈

良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域持続的発展支援特別措置法、山村振興法、離島振興法及び半島振興法に指定された地域以外の地域。

※他市町村において地域おこし協力隊であった方（地域おこし協力活動を２年以上経験かつ解嘱から１年以内の場合）、JETプログラムを終了した方（JET参加者として２年以上活動かつ終了から１年以内の場合）、海外在住の方については、転出地の地域要件なし。

- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲があり、地域住民とコミュニケーションを図りながら、地域活動に積極的に取り組むことができる方
- (4) 地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) パソコン（ワード、エクセル等）の一般的な操作ができる方
- (7) 任期終了後も、市内を拠点とした活動関連の起業（※補助金制度あり。）や協力隊の活動経験を活かした就業などにより、当市に定住する意向・意欲をお持ちの方

#### 4 勤務地

長井市内

#### 5 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの週５日（１週間当たり３５時間及び１日当たり７時間を超えない範囲内）を基本とします。ただし、活動内容によっては休日に勤務を要する場合があります、その場合は平日への振替対応とします。また、繁忙期等で勤務時間が週３５時間を超える場合は別の週で調整する場合があります。

#### 6 雇用形態

地方公務員法上第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員として任用します。

#### 7 任用期間

任用の日（※担当課と協議の上決定）から令和９年３月３１日までとします。ただし、従前の活動実績等を踏まえて、再度の任用を行う場合があります。（※通算活動期間は最長３年。）

#### 8 報酬

月額２２９，０５８円 （※その他、期末手当が支給されます。）

#### 9 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (2) 活動期間中の住居は市が貸与します。ただし、転居に係る費用、生活備品、光熱水費等は個人負担とします。
- (3) 活動に使用する車両は市が貸与します。なお、燃料費については、予算の範囲内で市が費用を負担します。
- (4) 活動に必要な消耗品等については、予算の範囲内で市が提供します。
- (5) 活動に必要な旅費については、予算の範囲内で市が支給します。

#### 10 応募方法

##### (1) 応募受付

郵送により随時受け付けします。 （※採用者決定しだい締め切ります。）

##### (2) 提出書類

###### ①長井市地域おこし協力隊応募用紙

※市ホームページからダウンロード可能。顔写真を必ず添付し、直筆のこと。

※自己PR欄には、応募の動機・意気込み・活動に活かしたい経験や強み等を記入してください。

②住民票の写し（募集開始日以降に取得したもの。※日本在住の方のみ。）

③運転免許証の写し

(3) 問合せ・郵送先

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号  
長井市役所 地域づくり推進課地域づくり支援室  
電 話：0238-82-8005  
メール：n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp

1 1 選考

(1) 第1次選考

書類選考を行います。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

(3) 最終結果の報告

最終結果報告は、面接後10日以内に文書で通知します。

(4) その他

- ・選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。